

## ○防火水槽設置要綱

平成22年4月1日

消防本部訓令第2号

(趣旨)

第1条 この要綱は、開発等及び中高層建築物に係る消防施設等設置要綱の第7条防火水槽の設置基準の細部を示すものである。

(位置)

第2条 防火水槽の設置場所については、次ぎに掲げるとおりとする。

- (1) 防火水槽は、消防車両が容易に部署できる敷地内・公園地・道路等に設置するものとする。
- (2) 吸管投入孔は、はしご車の消防活動空地と相互に障害とならない位置に設置すること。

(規格)

第3条 防火水槽の規格は、次ぎに掲げるとおりとする。

- (1) 容量は、常時40m<sup>3</sup>以上の水量が確保されていること。
- (2) 地下に埋設し、一層式で有蓋のものであること。
- (3) 地盤面から水槽底版までの落差は、4.5m以内とすること。
- (4) 吸管投入孔は、1又は2ヶ所設け、原則として円形とし、直径が60cm以上であること。
- (5) 防火水槽の吸管投入孔の直下に、縦60cm×横60cm×深さ50cm以上の集水ピットを設けること。
- (6) 吸管投入孔又は点検口の開口部から安全に水槽底へ降りられるようはしご等を設けることとし、材質は腐食しないものを使用すること。
- (7) 採水口による場合は、その配管を直径100mm以上かつ、75mm双口とし、消防車両が容易に部署できる場所に設置すること。
- (8) 現場打ち防火水槽は、消防防災施設整備費補助金要綱（平成14年4月1日消防消第69号）第4条の規定及び別表第3に定める耐震性貯水槽の規格に適合すること。

(9) 二次製品防火水槽は、財団法人日本消防設備安全センターが認定した耐震設計された製品であること。

附 則

この訓令は、公布の日から施行する。